

建 振 第 1 6 7 4 号

平成 3 0 年 9 月 2 1 日

一般社団法人大阪電業協会

会長 前田 幸一 様

大阪府住宅まちづくり部

建築振興課長 西口 栄一



大阪府証紙廃止に伴う建設業許可申請等に係る手数料の納付方法の
変更について（通知）

平素は、大阪府住宅まちづくり行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本府における建設業許可申請等に係る手数料については、現在、申請書等に大阪府証紙を貼付することにより納付いただいておりますが、平成30年10月1日に大阪府証紙徴収条例を廃止する条例が施行されることとなりました。

つきましては、別紙のとおり手数料の納付方法を変更しますので、ご理解いただきますとともに、会員の皆様への周知につきましても、よろしくお願い致します。

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

建設業許可グループ 担当：盛永

グループ長 山内

電話：06-6941-0351（内線：3079）

建設業許可申請等に係る手数料の納付方法の変更について (知事許可)

1 概要

建設業許可申請等に係る手数料については、申請書等到大阪府証紙を貼付することにより、納付いただいておりますが、平成30年10月1日付けの大阪府証紙徴収条例を廃止する条例の施行に伴い、現金による納付方法に移行する予定です。具体的には、POSシステムによる手数料納付に変更いたします。

なお、購入済み的大阪府証紙につきましては、平成31年3月29日まではこれまでどおり申請等手続きに使用可能です。

また、使用の予定がない大阪府証紙につきましては、平成36年(2024年)3月29日まで会計局にて証紙購入代金の還付手続きができます。詳しくは大阪府ホームページ「大阪府証紙の廃止について」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/shoshihaishi/>)をご覧ください。

2 POSシステムによる手数料納付

(1) 対象手数料

- ・建設業許可申請等に係る手数料
- ・国土交通大臣の建設業許可に係る申請手数料は、これまでと同様に収入印紙を貼付することにより納付して下さい。

(2) 手数料納付の流れ

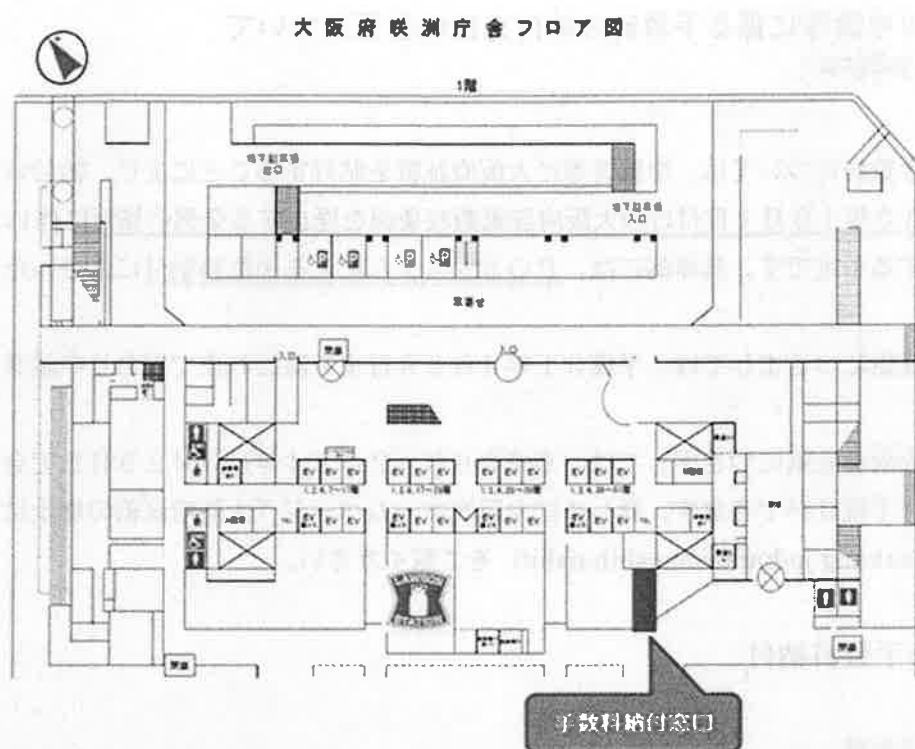
- ① 申請者：申請等の内容に合った「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」（図1）（※1）を建築振興課ホームページからダウンロードし、申請書に添えて申請窓口へ提出
- ② 申請窓口：「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」他申請書類等の内容確認等（※2）
- ③ 申請窓口：確認等終了後、申請者に「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」によるPOSシステムによる手数料納付を案内。複数の手数料を納付する場合は、「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」（図2）を申請者に配布します。
- ④ 申請者：「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」を手数料納付窓口（※3）へ持参し、現金納付
- ⑤ 申請者：「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」に納付済の印字がされていることを確認の上、同連絡票を申請窓口へ提出。
- ⑥ 申請窓口：納付状況を確認し、申請書類等を受付

※1：「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」のイメージ（建築振興課ホームページに掲載しています。）

※2：申請窓口の受付時間 9：30～17：00

※3：手数料納付窓口（大阪府咲洲庁舎1階フェスパ内）の取扱時間 9：15～17：30

申請書類等の内容確認・審査終了時間が上記時間を過ぎた場合は、当日受付できない場合もありますので、時間には余裕を持ってお越しください。



【図1】

▼「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」のイメージ（建築振興課ホームページに掲載しています。）

大阪府POS 手数料額90,000-

2020010001

手数料 納付 連絡票

【印字内容イメージ】

平成〇年〇月〇日(〇)時刻

担当者ID 機械ID

手数料ID 手数料名称

収納金額

大阪府庁POS 手数料額¥90,000-

建設業許可申請手数料

新規
許可換え新規

【図2】

▼「大阪府手数料（POS）納付用連絡票」（複数の手数料を納付する場合）

様式 1	納付済印字スペース 年 月 日 大阪府手数料納付帳簿 様 下記の手数料額を大阪府が指定する手数料収納窓口で納付してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">所 属：</td> <td style="padding: 5px;">建築振興課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職・氏名：</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内線番号：</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">単価（円）</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">500 円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3</td> </tr> </table> 大阪府POS手数料額=500-  24209901020013 建設事務所 建設手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">手数料額（合計額）</td> <td style="padding: 5px;">金 1,500 円</td> </tr> </table> 府の指定する手数料納付窓口において手数料納付されましたら、この用紙を受け取った府の所属の申請窓口へ申請書等とあわせて本連絡票を提出してください。	所 属：	建築振興課	職・氏名：		内線番号：		単価（円）	数量	500 円	3	手数料額（合計額）	金 1,500 円
所 属：	建築振興課												
職・氏名：													
内線番号：													
単価（円）	数量												
500 円	3												
手数料額（合計額）	金 1,500 円												